

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：薬学教育参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	薬学教育分野は薬剤師養成を主たる目的とする6年制課程と多様な分野に進む人材を養成する4年制課程の2種類存在している。平成29年に4年制課程を中心とした参照基準を本分科会において策定したが、薬学教育分野を統合した参照基準に関しては検討中となっている。 文部科学省が主導する6年制に対する薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)の実施が令和6年度開始となるため、その実施状況を見定め第26期において薬学教育分野全体の参照基準を作成することを目的とする。 参照基準作成においては、基礎薬学領域から臨床薬学領域にまたがる分野横断的な検討が必要であり、従来からの薬学領域学協会では俯瞰的審議が困難であると考えられる。
4	審議事項	薬学教育分野の参照基準作成に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年2月29日～令和7年2月28日
6	備考	薬学教育分野の参照基準作成においては物理化学/分析化学、有機化学/天然物化学、生化学/分子生物学/免疫学、薬剤学/製剤学/薬物動態学/薬理学、毒性学/衛生化学/環境科学といった分野横断的な基礎薬学領域に加え、臨床薬剤学/調剤学、病院薬学/地域薬学、臨床薬理学/薬物治療学、薬事法規/医療経済学、裁判化学といった分野横断的な臨床薬学領域にまたがる検討が必要であり、従来からの薬学領域学協会における俯瞰的審議は困難であると考えられる。また本審議は既に第25期から継続して検討しており、ほぼまとまりつつある状況である。したがって報告書での発出まで1年間あれば十分である。